

二十部従業員は志望社工場に就任し、会社は全従業員を容れざるは遺憾なくして之を免れ、他の何れも会社に比しては誠意ある回答と認むべき事實を以て、今日面会に於ける一般の意見に於ては、重要な要素は、団体交渉権の認めらるるに引換、今日容れざるは他の要素は漸次的に交渉に譲り、今般は（と先）の交渉するの良策なる事、其他種々訓示あり、結局E/S部従業員は賀川氏が調停者として、会社に交渉せしめ、E/S部従業員も亦E/S部と同様賀川氏に譲り調停を一任す、賀川氏は即ち全従業員代表者として資格にて会社に従業員要求事項及会社の回答に就き交渉したる七日の希望を通ず、因りて会社は早急之に答へ、会社を役員及び労働者に面談せる、社員幹部は加賀川氏と意見す、会社は、共済会を以てくること外、四原連の要求を承認す、賀川氏は従業員代表者として、E/S部は四原連を拒絶せしむる取消し、世帯で承認する事とす、従業員は直に急業を中止し、誠実に就業すべし云々を要請し退出す、時に五時三十分なり、此日(廿日)八時三十分より夜間交渉の結果、十九日と同様、他は休業となす、廿一日は午後三時より一日に拘り、従業員は作業振りに急業に良好にて会社に交渉を要す、七月十三日要求書提出、十六日を急業より一時とせし以來、約一週間に亘る、水が引く、今会社は急業は七月二十日午後五時三十分を期し、全急業終了を告ぐるに至るなり。

要求書

ロンロップ護謨工組合

要求事項

回答事項

第一、工場委員会制度ヲ実行スル

第一、採用又、但シ當分ロンロップニ限リ

(別添通り)

適應スルモノナルコトヲ要ス、

第二、他ノ労働組合ニ加入スル自由ヲ認ムルコト

第二、承認ス、但シ當分会社ニ他ノ労働組合ノ本部又ハ支部ヲ加入セズ

第三、解雇及退職手当當、  
一、会社ノ都合ニヨリ不得止解雇ノ場合ハ左ノ手当ヲ支給スル

第三、一、頂  
従業員ノ過失又ハ怠慢ニヨリテ事業縮小又ハ解散ノメ、解雇ノ場合ハ左ノ率ニヨリ解雇手当ヲ支給ス、

勤続満六ヶ月以下ハ八日給、六ヶ月以上十二ヶ月以下ハ十日給、(常備)十日分、  
勤続満六ヶ月以上十二ヶ月以下ハ十日給、(非常備)十日分、  
勤続満六ヶ月以上十二ヶ月以下ハ十日給、(非常備)十日分、  
勤続十二ヶ月以上ハ八日給、(非常備)十日分

勤続満六ヶ月以下ハ八日給、六ヶ月以上十二ヶ月以下ハ十日給、(常備)十日分、  
勤続満六ヶ月以上十二ヶ月以下ハ十日給、(非常備)十日分、  
勤続十二ヶ月以上ハ八日給、(非常備)十日分

昭和9年8月  
決議